

第1章

地域医療支援学講座の 概要

第1章 地域医療支援学講座の概要

地域医療支援学講座（以下、本講座）は、浜松医科大学（以下、本学）における静岡県の寄附講座の一つとして、平成30年（2018年）4月1日に設置された。なお、静岡県と本学との協定に基づく本講座（第Ⅱ期）の設置目的や事業概要は以下のとおりとなっている。

1 設置目的

医師の地域偏在解消、地域医療構想の実現に向けて、効率的効果的な医師の配置、集約化（拠点化）のための調査分析、医師派遣調整を通じて、医師不足地域における研修体制の充実を図ることを目的とする。（表1-1）

2 事業概要

（1）事業費

令和3年度静岡県当初予算（地域医療確保支援研修体制充実事業）30,000千円

※ 地域医療介護総合確保基金事業

※ 本講座の設置予定期間（第Ⅱ期）は、令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）までの3年間（予定）。

（2）事業内容

- ・地域及び診療科ごとの必要医師数等の調査分析、医師確保、育成のための対策の検討
- ・新専門医制度の影響の調査分析、対応方策の検討
- ・県東部地域における、あるべき医療提供体制の提示と病院の機能分担・連携の促進
- ・県東部地域への派遣に向けた調整
- ・その他1の設置目的を達成するために必要な事業

3 寄附講座の背景と取組

当講座の設置目的は1のとおりであるが、医師の需給状況や医師の研修体制は、医師以外の医療従事者の状況や、地域の医療提供体制などにも大きく影響される。

令和3年（2021年）5月21日に、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和3年法律第49号。以下、医療法等改正法）が成立した（5月28日公布）^{*1-1}。同法は、医療法のほか各種の身分法（医師法等）や地域医療介護総合確保法の一部改正を含み、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進する観点から、医師の働き方改革、医療関係職種の特任性の活用、地域の実情に応じた医療提供体制の確保を進めることを目的としている。（図1-1）

同法は、今後、順次施行されていくこととなるが、次期医療計画（第8次医療計画^{*1-2}：計画年度は令和6年度（2024年度）からの6年間）の策定作業等と連動しているため、幅広い内容が非常に短期間で施行されていく予定となっている。（図1-2, 3）

一方、新型コロナウイルス感染症は、パンデミックに拡大後丸2年を経過した今なお、地域の医療提供体制に甚大な影響を及ぼしており、次期医療計画では、新たな新興感染症等にも対応できるような医療提供体制の整備が求められている。（図1-4～6）

そのため、当講座では、医師以外の医療従事者の状況や地域の医療提供体制などについても調査分析を行うこととし、その結果を踏まえて、医師偏在指標で下位1/3に位置する医師少数県である静岡県において、医師数の増加を図るとともに、医療機能の分担と連携、医療・介護連携の推進による多職種連携・多機関連携の下、限られた医師数で最大限の効果を発揮するための対応方策の検討を進めている。

*1-1 厚生労働省：「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」の公布について（通知）。令和3年5月28日医政発0528第1号厚生労働省医政局長発各都道府県知事・保健所設置市長・特別区長あて通知。

*1-2 国としては第8次医療計画となるが、本県では、現行の医療計画（静岡県保健医療計画）が第8次計画であるため、次期計画は第9次計画となる。

4 事業実施体制

講座構成員（令和3年度在職者）

特任教授	竹内 浩視（令和3年（2021年）4月30日まで特任准教授）
特任助教	千田 剛士（令和4年（2022年）2月1日～）
特任研究員（非常勤）	山田 友世
同	上田 規江
事務補佐員（派遣）	大島 広子（～令和3年（2021年）9月30日）
同	石垣 亜純

表1-1 地域医療支援学講座(寄附講座)の目的と事業

➤ 目的

地域医療支援学講座(寄附講座)は、医師の地域偏在解消、地域医療構想の実現に向けて、効率的効果的な医師の配置、集約化(拠点化)のための調査分析、医師派遣調整を通じて、医師不足地域における研修体制の充実を図ることを目的とする。

➤ 事業

- 目的を達成するために、大学は寄附講座において次の事業を行う。
 - ① 地域及び診療科ごとの必要医師数等の調査分析、医師確保、育成のための対策の検討
 - ② 新専門医制度の影響の調査分析、対応方策の検討
 - ③ 県東部地域における、あるべき医療提供体制の提示と病院の機能分担・連携の促進
 - ④ 県東部地域への派遣に向けた調整
 - ⑤ その他目的を達成するために必要な事業



地域医療支援学講座
Dept. of Regional Medical Care Support

All rights reserved.

図1-1 医療法等改正法の概要

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律の概要

改正の趣旨	良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進する観点から、医師の働き方改革、各医療関係職種の特任性の活用、地域医療の基盤に即した医師の勤務時間短縮及び患者の確保のための措置の整備等(医療法)【令和6年4月1日】に向け、次の措置を講じる。 ・勤務する医師が長時間労働に陥る医療機関における医師労働時間短縮計画の作成 ・地域医療の確保や集中的な研修実施の観点から、やむを得ず高い長時間勤務を適用する医療機関を都道府県知事が指定する制度の創設 ・当該医療機関における健康確保措置(面接指導、連続勤務時間制限、勤務間インターバル規制等)の実施等
改正の概要	<p>＜Ⅰ. 各医療関係職種の専門性の活用＞</p> <p>1. 医療関係職種の業務範囲の見直し(診療科補綴師法、臨床検査技師法等)に関する法律、臨床工学技士法、救急救命士法【令和3年10月1日施行】 タスクフット/シェアを推進し、医師の負担を軽減しつつ、医師の専門性を活かせるよう、各職種の業務範囲の拡大等を行う。</p> <p>2. 医師養成課程の見直し(医師法、看護師法)【①は令和7年4月1日、②は令和6年4月1日施行等】※当科医師も同様措置</p> <p>①共用試験台格を医師国家試験の受験資格要件とし、②回試験に合格した医学士が臨床実習として医療を行うことができる旨を明確化。</p> <p>＜Ⅲ. 地域の実情に応じた医療提供体制の確保＞</p> <p>1. 新興感染症等の感染拡大時に医療提供体制の確保に関する事項を追加する。 医療計画の記載事項に新興感染症等への対応に関する事項を追加する。</p> <p>2. 地域医療構想の実現に向けた医療機関の取組の支援(地域における医療及び介護の総合的な確保の促進)に関する法律【公布日施行】 令和2年度に創設した「病床機能再編支援事業」を地域医療介護総合確保基金に位置付け、当該事業については国が全額を負担することとするほか、再編を行う医療機関に対する税制優遇措置を講じる。</p> <p>3. 外来医療の機能の明確化・連携(医療法)(令和4年4月1日施行) 医療機関に対し、医療資源を重点的に活用する外来等について報告を求めるとともに中長期的に検証</p> <p>＜Ⅳ. その他＞ 持ち分の定めのない医療法人への移行計画認定制度の延長【公布日施行】</p>

厚生労働省(第7回) 社会保険審議会医療部会(令和6年6月3日開催)資料1 から抜粋
https://www.mhlw.go.jp/content/12601000_000793130.pdf(令和4年5月31日確認)

図1-2 医療法等の主な改正内容に関する施行スケジュール

主な改正内容	施行日	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
長時間労働の医師の労働時間短縮及び健康確保のための措置の整備等	第4.1に即ち段階的に施行		医療機関労働時間短縮計画の策定 タスクフット/シェアによる第三者計画 審査組織による C-2水準の個別審査 都道府県による特別水準 対象医療機関の指定					
医療関係職種の業務範囲の見直し	第10.1施行			タスクフット/シェアの推進				
医師養成課程等の見直し ※薬科は薬科のそれぞれ1年後に施行	第4.1施行 薬科は薬科のそれぞれ1年後に施行			医師法に基づく共用試験の取組 (合格者は臨床実習において医師養成を要)				
新興感染症等の感染拡大時に医療提供体制の確保に関する事項の医療計画への位置付け	第4.1施行			基本方針等の改正 新興感染症等を含む 事項について検討	第8次 医療計画 策定作業	第8次 医療計画 (上半期)	第8次 医療計画 (下半期)	
地域医療構想の実現に向けた医療機関の取組の支援	公布日施行			医療提供体制の整備(移行計画認定制度の延長)	支援の実施			
外来医師の機能の明確化・連携	第4.1施行			移行に向けた 外米医師等が「タスクフット/シェア」の検討	外米医師計画 (移行計画認定制度の見直し)の検討	外米医師計画 (移行計画認定制度の見直し)に基づく付帯組織の明確化・連携の推進		
持ち分の定めのない医療法人への移行計画認定制度の延長	公布日施行			制度の適用、令和6年10月 以降の制度の検討				4

厚生労働省(第7回) 社会保険審議会医療部会(令和3年6月3日開催)資料1 から抜粋
https://www.mhlw.go.jp/content/12601000_000793130.pdf(令和4年3月31日確認)

図1-3 医療提供体制改革に係る今後のスケジュール

	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2030年度	2035年度	2040年度
医療計画	横断的・各WGETの連携、とりまどめ、基本方針・作成指針等の改正	各都道府県での計画策定	第8次医療計画(2024~2029)	第9次医療計画(2030~2035)	第10次医療計画(2036~2041)		
新型コロナウイルス対応	地域医療構想(～2025)						
地域医療構想							
外米医師	移行計画の策定(～12月頃)	移行計画の策定(～12月頃)	移行計画の策定(～12月頃)	移行計画の策定(～12月頃)	移行計画の策定(～12月頃)	移行計画の策定(～12月頃)	移行計画の策定(～12月頃)
かかりつけ機能							
医師の働き方改革							

厚生労働省(第7回) 社会保険審議会医療部会(令和6年6月3日開催)資料1 から抜粋
https://www.mhlw.go.jp/content/12601000_000793130.pdf(令和4年5月31日確認)

図1-4 医療提供体制をめぐる課題

医療提供体制をめぐる課題

<p>○ 今後の検討・取組に当たっては、「1. 新型コロナウイルス対応に関する課題」に対応するとともに、超高齢化・人口急減といった「2. 2040年を見据えた人口構造の変化への対応」が求められるのではない。</p>	<p>1. 新型コロナウイルス対応に関する課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人材面を始めとした高度急性期対応 ・地域医療を面として支える医療機関等の役割分担・連携（情報共有を含む） ・チーム・グループによる対応など外来・在宅医療の強化 ・デジタル化・見える化への対応 	<p>2. 2040年を見据えた人口構造の変化への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産年齢人口の減少に対応するマンパワーの確保 ・人口減少地域における医療機能の維持・確保や医師の働き方改革に伴う対応 ・超高齢化・人口急減による入院・外来医療ニーズの変化 ・医療介護複合ニーズ・看取りニーズの増加（特に都市部）
---	---	---

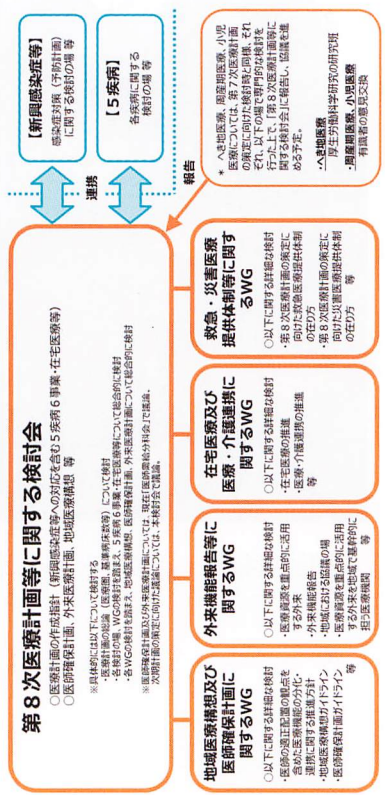
厚生労働省「第7回 第8次医療計画等に関する検討会」(令和4年3月4日)資料1 から抜粋
<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/00081302.pdf>(令和4年3月31日確認)

図1-5 第8次医療計画の策定に向けた検討体制

第8次医療計画の策定に向けた検討体制

- 第8次医療計画の策定に向け、「第8次医療計画等に関する検討会」を立ち上げて検討。
- 現行の医療計画における課題等を踏まえ、特に集中的な検討が必要な項目については、本検討会の下に、以下の4つのワーキンググループを立ち上げて議論。
- 新興感染症等への対応に関し、感染症対策（予防計画）に関する検討の場と密に連携する観点から、双方の検討会・検討の場の構成員が合同で議論を行う機会を設定。

第2回第8次医療計画等に関する検討会(令和4年6月18日開催)



厚生労働省「令和3年度第2回 医療政策研修会・地域医療構想アドバイザー会議」(令和4年1月21日開催)資料1-1 から抜粋
<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/000884775.pdf>(令和4年3月31日確認)

図1-6 新興感染症等対応に関する今後の検討スケジュール

新興感染症等対応に関する今後の検討スケジュール（現時点のイメージ）

令和3年度	4月～6月	6/3 医療部会 6/18 第1回 第8次医療計画等に関する検討会
	7月～9月	8/6 第2回 第8次医療計画等に関する検討会
	10月～12月	新型コロナウイルス対応の振り返りを含めた今後の議論に向けたヒアリング等
	1月～3月	
令和4年度	4月～6月	名簿点に関わる議論
	7月～9月	
	10月～12月	取りまとめに向けた議論
	1月～3月	

* 社会保障審議会医療部会に報告しながら検討を進める

厚生労働省「令和3年度第2回 医療政策研修会・地域医療構想アドバイザー会議」(令和4年1月21日開催)資料1-1 から抜粋
<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/000884775.pdf>(令和4年3月14日確認)



看護学科棟（手前）と基礎臨床研究棟（後方）